

## 第151回統計委員会（書面開催）議事結果（中間報告）

1 日付 令和2年6月5日（金）～

## 2 審議参加者

## 【委員】

北村 行伸（委員長）、椿 広計（委員長代理）、岩下 真理、川崎 茂、神田 玲子、清原 慶子、佐藤 香、嶋崎 尚子、白塚 重典、津谷 典子、中村 洋一、宮川 努

## 【説明者】

総務省政策統括官（統計基準担当）付統計企画管理官室

総務省統計委員会担当室

厚生労働省政策統括官付参事官付雇用・賃金福祉統計室

## 3 議事

（1）諮問第141号「毎月勤労統計調査の変更について」

（2）「令和3年度における統計リソースの重点的な配分に関する建議」（素案）について

## 4 議事の状況

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、第151回統計委員会は書面開催として行われた。

## （1）諮問第141号「毎月勤労統計調査の変更について」

資料1-1、1-2及び1-3に基づき、書面による審議が行われた。

委員から提出された意見と、それに対する対応方針等は、別紙1のとおり。

また、内閣府から別紙2のとおり意見が提出されている。

これを踏まえ、北村委員長が次のとおり取りまとめを行った（令和2年6月17日）。

## ア 特別調査の令和2年実施の中止

委員の意見を踏まえると、調査員調査による特別調査の実施は困難であることについて一定の理解が得られていると判断する。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響下における小規模事業所の実態把握は重要であり、調査員調査に比べて精度が低下したとしても、郵送調査等により実態の把握に努めることは必要である旨の指摘が多数見られた。

さらに、中止の諮問に対し、内閣府よりGDP四半期別速報や年次推計に必要なデータを得る観点から、郵送調査の実施が望まれるとの意見提出も行われた。

そのため、改めて、厚生労働省に対し、1～4人規模の事業所について郵送調査等による実態把握の可能性について、次回の統計委員会までに検討し報告するよう要請する。

#### イ 調査方法の変更

第二種事業所の調査において郵送調査の併用が可能となるよう変更することについては、構成員の賛同が得られたことから、変更は適当と判断する。

(2)「令和3年度における統計リソースの重点的な配分に関する建議」(素案)について資料2に基づき、書面による審議が行われている。

## 第 151 回統計委員会 諮問第 141 号に対する質問・意見及び回答

委員名	清原慶子
-----	------

配布資料 資料番号	ページ	委員の御質問・御意見	府省庁の回答
資料 1-1 資料 1-2 別 紙 資料 1-3	P3  P1-2	<p>○「今回の変更内容①特別調査について、令和 2 年は中止」 について</p> <p>・現在進行中のコロナ禍で、特に小さな事業所は雇用や事業継続において厳しい状況と推測できることから、行政として、この厳しい実態を的確に把握することが、今は真に必要であると考えます。一方、従来の調査員調査による方法での実施は、小さな事業所を的確に把握する方法として良い方法ではありますが、現下の新型コロナウイルス感染症対策のため特に「社会的距離」の確保が要請される状況では実施困難であることを理解できます。また、事業主も現下の状況への対応に苦慮していることが想定されることから、調査の実施が迷惑をかけることも想定されます。そこで、今回に限り、特別調査の中止はやむを得ないと判断します。</p> <p>・しかしながら、従来の利活用の状況を鑑みる時、何らかの実態を把握するデータは必要であることから、中止の影響を最小限にするため、厚生労働省には、行政記録情報や他統計の活用などの代替策を考える必要があると思います。とはいえ、そのような代替可能な統計情報があるならば、これまで特別調査は実施していないでしょうから、十分な代替情報が</p>	<p>(厚生労働省)</p> <p>特別調査の中止にご理解いただきありがとうございます。</p> <p>特別調査を中止した場合の代替策については、改めて検討の上、次回の委員会で報告させていただき、説明責任を果たすように努めてまいります。</p>

		<p>ない可能性も十分あり得ます。郵送調査の実施を含めて可能な限りの検討は必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・毎月勤労統計調査についてはこれまでの経緯もあり、社会的に機能が再認識され、注目されています。今回の決定の経過と特別調査を中止することによる影響への対応について、しっかりと説明責任を果たすように努めていただきたいと思います。</li> </ul>	
<p>資料 1-1 資料 1-2 別紙</p>	P4	<p>○「<u>今回の変更内容②第二種事業所（5～29人規模の事業所）の調査において、郵送調査が可能となるよう変更</u>」について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第二種事業所についても、調査員調査で対応していたことから、新型コロナウイルス感染症対策の観点から、調査員による調査に困難があることは明らかです、そこで、「事業主が調査票を都道府県に郵送することにより調査することができるようにする」ことは有効であり、適切と判断します。</li> <li>・もちろん、郵送調査にも一定程度の課題があることは予測できますので、電話による相談体制を整備するなど、事業主が調査票の記入等で困らないような環境整備が必要であり、都道府県への適切なマニュアル等の提供は不可欠であると考えます。</li> </ul>	<p>(厚生労働省)</p> <p>郵送調査の導入にご理解いただきありがとうございます。御指摘の点を踏まえながら、適切に調査を実施してまいります。</p>

委員お名前	宮川 努
-------	------

配布資料 資料番号	ページ	委員の御質問・御意見	府省庁の回答
資料1-1	3～4	5～29 人規模の事業所について郵送調査にする可能性があるのなら、29 人以下の事業所をまとめて郵送調査にすることはできないのか。今回は無理だとしても、実施時期も含めもう少し柔軟な対応を考えた方がよい（今年は調査員調査は無理だということは理解している）。	（厚生労働省） 調査員調査の実施が困難であることについてご理解いただきありがとうございます。 特別調査の今後の対応については、調査方法の見直しも含め、今後検討を進めてまいります。

委員お名前	川崎 茂
-------	------

配布資料 資料番号	ページ	委員の御質問・御意見	府省庁の回答
資料1-1	4	特別調査の調査設計を考えると、この調査は毎月勤労統計調査の中で最も調査員業務の負荷の大きいものであることは理解できる。現下のコロナウイルス問題に伴う行動抑制や不安感がある中で、今年度の特別調査を中止することは、調査を取り巻く環境に関する調査実施者の総合的な評価・判断に基づくものと推察されにに基づくものと考えられ、やむを得ないものとする。しかし、特別調査から得られる統計は、雇用・賃金に関する統計全体の中でも重要な役割を担っていることから、中止された場合においても、何らかの補完的な情報が得られるよう配慮が必要	（厚生労働省） 特別調査の中止にご理解いただきありがとうございます。 特別調査を中止した場合の補完的な情報をどのように得るかについては、改めて検討の上、次回の委員会で報告させていただきます。 また、調査員への依存度の少ない調査方法についても、今後検討を進めてまいります。

		<p>である。また、これを契機として、今後の同様な事態に備え、調査員への依存度の少ない、安定的に調査が実施できる方法を検討する必要がある。なお、特別調査の中止は統計利用者等に影響を生じることから、調査実施者においては、中止せざるを得ない背景・理由、中止に伴う統計上の対応策等について、利用者等に分かりやすく伝える必要がある。</p>	
資料 1-1	5	<p>調査員による実地調査が困難な状況においても、確実に調査を行うことができるようにするために、郵送調査方式を導入することは必要なことであり、適切と考える。ただし、この変更によって、回答の記入精度や回収率に影響を与える恐れがあるので、調査実施者においては、調査対象者との緊密な意思疎通、適切な督促などにより、統計の正確性の確保に万全を期する必要がある。また、事後に調査方法の変更がどの程度統計に影響を与えたか、分析してほしい。</p>	<p>(厚生労働省)</p> <p>郵送調査の導入にご理解いただきありがとうございます。御指摘の点を踏まえながら、適切に郵送調査を実施してまいります。</p> <p>また、郵送調査への変更による影響については、その実施状況を踏まえて検討してまいります。</p>

委員お名前	白塚重典
-------	------

配布資料 資料番号	ページ	委員の御質問・御意見	府省庁の回答
資料1-1		<p>本年の毎月勤労統計調査・特別調査を中止することはやむを得ない。ただし、今後、調査員調査が困難となる事態が発生することは十分考えられうることであり、より安定的な調査方法への移行を検討していくことが必要。これは、本統計に限らず、調査員調査に依存している統計調査に共通した課題である。この点は、行政情報の活用など、より抜本的な対応を政府全体として検討していくことを、何らかの形で公表し、対外的にもコミットする必要がある。</p>	<p>(厚生労働省) 特別調査の中止にご理解いただきありがとうございます。 調査員調査のより安定的な調査方法への移行については、今後検討を進めてまいります。</p> <p>(総務省) 今回、素案として提示された「令和3年度における統計リソースの重点的な配分に関する建議」においても、「(1) 政府統計を安定的・継続的に作成・提供等していくための重点事項」－「②ビッグデータ等の活用の加速とデータ人材の確保・育成」において「・ ビッグデータ等や行政記録情報の試行的な活用の促進」を記載して統計委員会における建議としてコミットメントがなされているものと考えます。</p> <p>また、去る6月2日に閣議決定された基本計画では「なお、総合的対策の提言においても、各府省は、行政記録情報を保有する政策部局の協力も得ながら、既存の統計の補完や代替、母集団情報の整備に活用できる行政記録情報や業界統計等の民間統計について、今後3年間で集中的な洗い出しを行うとともに、速やかに試行的な活用を行い、5年以内に可能な限り実装すること、これまで統計作成に用いられてこなかった民間データについて、そのデータ特性を踏まえた活用等について、集中的に検討を行うことが求められており、この提言に掲げられた取組を推進す</p>

			る。」と追記されたところであり、政府としても今後3年間を集中的な洗い出し期間として検討をすすめることになっていま
--	--	--	----------------------------------------------------------

委員の名前	津谷 典子
-------	-------

配布資料 資料番号	ページ	委員の御質問・御意見	府省庁の回答
1-1 及び 1-3	1-1 の 3 頁, 及び 1-3 の 1~2 頁	<ul style="list-style-type: none"> <li>毎月勤労統計調査の特別調査（常用労働者数1～4名）は今まで調査員調査のみにより実施されてきており、現時点で他の実査方法に切り替えるには時期が遅く、また準備のための時間も十分でないため、令和2年調査については中止することもやむを得ない。</li> <li>一方、令和2年は基準年でもあり、推計に何らかの統計的根拠を与えることができるような他ソースからの補完的データが必要ではないか。例えば、前年（2019年）の常用労働者数5～29名事業所の調査と特別調査との比率（ウェイト）を用いて延長推計（線形内挿）を行うこともひとつのやり方ではあるが、それだけでは十分ではないのではないか。前年調査の比率が2020年も類似しているという保証はない。むしろ、新型コロナウイルス感染拡大の下で小規模事業者への影響が特に大きいことを考えると、前年とは状況が大きく異なる可能性は否定できない。直接推計に用いないにしても、その推計をバックアップするような別のデータがあれば、推計の信頼性は増すと思う。</li> <li>特別調査の対象である小規模事業所がどれだけ郵送調査に</li> </ul>	<p>（厚生労働省）</p> <p>特別調査の中止にご理解いただきありがとうございます。</p> <p>特別調査を郵送調査とすることについては、ご指摘のとおり精度上の課題がありますが、小規模事業所への郵送調査の実施について改めて検討の上、次回の委員会で報告させていただき、丁寧な説明を行ってまいります。</p>

		<p>答えてくれるのかは分からないが、おそらく回答率はあまり高くないのではないかと。また、前年調査実施以降に開業した事業所は郵送調査の対象にはなりえない。とはいえ、回答率が低く調査の母集団が限られると、収集されるデータに選択性のゆがみが生じる可能性が高くなるという精度上の課題はあるが、他に有効な手立ては思いつかないこともあり、検証の材料として使うことはできると思う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>毎月勤労統計調査については今までの経緯もあるため、政府統計全般への信頼がゆらぐことのないよう、本年の特別調査の中止について、十分な実証的検討をベースとした丁寧な説明が必要だと思う。</li> </ul>	
1-1 及び 1-3	1-1 の 4 頁、 及び 1-3 の 1 頁	<ul style="list-style-type: none"> <li>新型コロナウイルス感染拡大が収束していない状況を鑑みると、より多様な実査方法を採用することは必要であることから、毎月勤労統計調査の第二種事業所（常用労働者数 5～29 名）の調査で郵送調査を可能とするよう変更することは、適切である。</li> </ul>	<p>(厚生労働省)</p> <p>郵送調査の導入にご理解いただきありがとうございます。適切に郵送調査を実施してまいります。</p>

委員名前	椿 広計
------	------

配布資料 資料番号	ページ	委員の御質問・御意見	府省庁の回答
1-1	4	特別調査が調査員調査で現時点で実施できない事情は理解し承認する。しかし、今般の新型コロナウイルス感染リスク抑止のために行われた公衆衛生的対策に起因する勤労状況の激変、特に大きな	<p>(厚生労働省)</p> <p>調査員調査を実施できないことについてご理解いただきありがとうございます。</p>

	<p>影響を受けた可能性のある小規模事業所への影響の実態把握には極めて大きな意義がある。郵送調査で質を確保することは困難と考えることは理解できるが、調査対象や自治体に今般の調査の大きな意義を明確に説明し協力を求めることが必要と考える。すなわち、特別調査においても、種々の困難や不完全性が予想されても、第2種事業所調査同様、郵送調査により必要な統計収集を実施し、実態把握に努めると共に、郵送調査にどのような問題があったかも含め検討することが望ましいと考える。</p>	<p>特別調査を郵送調査とすることについては、ご指摘のとおり精度上の課題がありますが、小規模事業所への郵送調査の実施について改めて検討の上、次回の委員会で報告させていただきます。</p>
--	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------

委員名前	中村 洋一
------	-------

配布資料 資料番号	ページ	委員の御質問・御意見	府省庁の回答
1-1	3	<p>5人未満の小規模事業所については、飲食や接客サービス業等が多く、テレワークへの転換も比較的難しいため、コロナの影響が他規模に比べて大きくなった(なる)可能性があります。特別調査が中止されて小規模事業所の情報が全くないこととなれば、雇用者報酬等の推計に支障があります。郵送調査を実施して、何らかの手がかりを得ておくことが必要ではないでしょうか。</p>	<p>(厚生労働省) 特別調査を郵送調査とすることについては、精度上の課題がありますが、小規模事業所への郵送調査の実施について改めて検討の上、次回の委員会で報告させていただきます。</p>
1-1	4	<p>調査員調査が難度を増していることから、郵送調査を代替手段として用意することは適切であると考えます。ただし、調査員調査が可能な地域では、それが原則であることを確認したいと思います。</p>	<p>(厚生労働省) 郵送調査の導入にご理解いただきありがとうございます。今回の調査計画の変更案では、「災害等に起因し、調査員調査を行うことが困難な場合」において、郵送調査を実施することができることとしており、調査員調査が原則であると考え</p>

			ております。
--	--	--	--------

委員名前	神田 玲子
------	-------

配布資料 資料番号	ページ	委員の御質問・御意見	府省庁の回答
諮問第 141 号の概要	3	1～4人規模の調査は、国際機関や国民経済計算にも利用される重要な統計と考えられる。調査員調査を実施することが困難であるとしても、郵送調査を実施すべきと思われる。回収率の低下がデータに与える懸念はあるが、回収状況やデータ等の状況をみて、場合によっては加工方法で工夫をすることも考慮すべき。また、郵送調査の実施にあたっては、回収率アップのために督促を行うことも重要と思われる。	(厚生労働省) 特別調査を郵送調査とすることについては、ご指摘のとおり精度上の課題がありますが、小規模事業所への郵送調査の実施について改めて検討の上、次回の委員会で報告させていただきます。

委員名前	岩下 真理
------	-------

配布資料 資料番号	ページ	委員の御質問・御意見	府省庁の回答
01-3		毎月勤労統計調査の特別調査の中止については、やむなしとの判断に賛同します。	(厚生労働省) 特別調査の中止にご理解いただきありがとうございます。 一方、他委員からいろいろな指摘をいただきましたので、代替策について改めて検討の上、次回の委員会で報告させていただきます。

		今後も中止となる可能性がある統計はあると思われしますので、引き続き早めの対応、ユーザーのために少しでも早いタイミングで連絡ができるように、各省庁の方々に取り組んで頂きたい、宜しくお願い致します。	(総務省) 総務省から各府省に対し、「新型コロナウイルス感染症への対応について(通知)」(令和2年2月26日付け総政企第39号の1)等を発出し、承認手続きの弾力的運用等を図っておりますが、引き続き各府省と連携し、早めに周知等が行われるよう取り組んでまいります。
--	--	---------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

委員名前	佐藤 香
------	------

配布資料 資料番号	ページ	委員の御質問・御意見	府省庁の回答
01-1	3	1～4人規模の零細事業所を対象とした特別調査について、調査員調査が困難であることは、現況から理解できます。また、こうした状況で郵送調査をおこなっても回答者は、いろいろな意味でゆとりのある事業所に偏ると想定され、大きな誤差をもつデータしか得られないと考えられます。以上の理由により、特別調査の中止はやむを得ないと考えられます。	(厚生労働省) 調査員調査による特別調査の中止の判断にご理解いただきありがとうございます。 一方、他委員からいろいろな指摘をいただきましたので、代替策について改めて検討の上、次回の委員会で報告させていただきます。
01-1	4	5～29人規模の事業所を対象とした調査において郵送調査を併用することは、現在の状況から考えると適切と考えられます。	(厚生労働省) 郵送調査の導入にご理解いただきありがとうございます。適切に郵送調査を実施してまいります。

## 毎月勤労統計特別調査 諮問審議における内閣府意見

- 毎月勤労統計特別調査中止に係る諮問審議において、国民経済計算の推計の観点から、内閣府意見を申し上げたい。
- 毎月勤労統計特別調査について、国民経済計算では、年次推計における雇用者報酬及び労働時間数の推計、及び四半期別 GDP 速報における雇用者報酬等の各種計数の 1～4 人規模事業所に該当する部分を推計する際利用している。
- 仮に今年度の調査を完全に中止する場合、空白年ができることとなるが、本令和 2 年（2020 年）は新型コロナウイルス感染症の影響により、1～4 人規模事業所の動向が例年と大きくなることが想定されることから、推計においてトレンド推計等代替的措置を講じることが困難である。
- したがって、本調査を利用する立場としては、郵送による調査を行っていただくことを要望したい。また、必要に応じて、統計委員会に調査結果を報告し、ご審議されることが望まれる。
- 郵送調査を行っていただく場合、2021 年 1－3 月期 1 次 Q E から利用するため、2021 年 4 月末までに公表されることが望ましい。